

COP21（パリ会議）の結果と今後の課題

名古屋大学 高村ゆかり教授

これまでの温暖化交渉について振り返ると 1992 年の国連気候変動枠組条約、1997 年の京都議定書以降、法的拘束力のある条約や協定はない。ただし発展途上国を含め多くの国が何らかの形で 2020 年までの自主的な温室効果ガス削減目標を掲げている。

COP21 に先駆けて各国に 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の提出が求められたが、一部の国を除きほぼ全ての国が目標を提出している。しかし、その目標を積み上げただけでは 2°C に温暖化を抑えるという目標には不十分である。

こうした状況の中、パリで 2015 年末に行われた COP21 で合意されたパリ協定は、2 条で「世界の平均気温の上昇について 2°C を十分下回る水準にし、1.5°C に抑制するよう努力する」ことを目的として掲げている。次に 4 条 1 で、締約国は「できるだけ速やかな世界の排出量の頭打ち」「頭打ちの後急速に削減」「今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と人為的吸収を均衡させる」という中長期目標・ビジョンが示されている。これは実質的に人為的排出をゼロにすることを目指すものである。

4 条には各国の削減目標に関する法的義務が記されており、削減目標を作成し、報告し、保持することを義務づける内容となっている。なお義務ではないが、ある時点でそれまでの目標に代えて作成する目標はその時のその国の目標を越えるものでなければならない。目標を後退させれば国際的な批判は避けられないだろう。今後締約国は 2020 年までに目標案を提出し、その後も定期的に目標の見直しを行う計画である。

また 4 条 4 では責務の差異化が記されている。国によって能力等に違いがあることを認めながら、最終的には全ての国が絶対量での排出削減目標を持つことを目指す内容となっている。

5 条では、吸収源に関する記述があり、6 条では市場メカニズムの活用について記述されている。ここでは締約国が自主的な協力を行うことが認められており、CDM に似た削減と持続可能な支援に貢献するメカニズムを設置することも盛り込まれた。

私自身のパリ協定の評価は、一言でいうと "cautiously positive" である。「2°C を十分下回る水準にし、1.5°C に抑制するよう努力する」という文言が盛り込まれ、国際社会が目指すべき脱炭素化の長期目標・ビジョンがより明確に設定されたことの意義は大きい。IPCC 第 5 次評価報告書などで、気候変動がもたらす被害や悪影響が明らかになってきたことも合意を後押ししたと考えられる。1.5°C は実現不可能で協定の信頼性を損

なう、という論もあるが、私はそうは考えていない。不確実性のもとで、より安全側での対策が指向されていると理解すべきだ。

パリ協定は各国の目標作成と提出が主眼となっており、参加の普遍性は高まっている。制度が本当に気候変動を抑制できるかという点に課題は残るが、目標を定期的に見直し引き上げていくことを盛り込んで、実効性を高めようとしている。

なぜパリ協定が合意できたのか、という問いに対しては様々な要因が挙げられる。フランスの「すばらしい」采配や、ここ数年のアメリカやEUの「作り込み」も重要であった。しかしそれだけでなく気候変動に関わる経済的・社会的条件が変化し、再生可能エネルギーの低コスト化など脱炭素社会に向かう経済合理的なオプションが広まってきたことも忘れてはならない。加えて金融や投資家の動きも影響したと考えられる。国連責任投資原則でESG（環境・社会・ガバナンス）投資という考え方が示されるなど、気候変動の抑制に反する経済活動から金融が遠のく流れが生じている。

パリ協定のインパクトのうち最大のものは「化石燃料時代の終焉」であろう。実際に化石燃料関連産業、特に石炭産業に関連する企業の株価は協定以降下落している。

パリ協定について日本政府の反応は鈍いように見えるが、一方でビジネス界ではアクションをとっているところも数多くある。日本が排出削減の取り組みを進めるにあたっては、技術そのものだけでなくそれを支える社会インフラが必要で、それを実現する中長期的な視野をもった政策・戦略が必要である。